公害紛争でお困りの方へ

1 はじめに

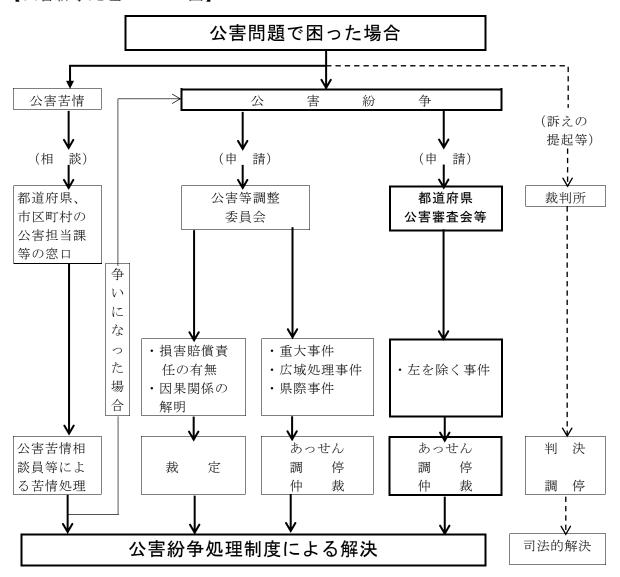
公害問題で困ったとき、これを解決する方法には主として次のものがあります。

- (1) 公害苦情相談 市町又は県の苦情相談窓口に相談する。
- (2) 公害紛争処理 県の公害審査会にあっせん、調停又は仲裁の申請をする。
- (3) **司法的解決** 裁判所に訴えの提起などをする。

まず、最初に市役所、町役場や県の健康福祉センターの公害苦情相談窓口をご利用ください。

公害苦情の多くは、ここで迅速かつ適切に処理されています。

【公害紛争処理のフロー図】



(公害等調整委員会ホームページより)

2 山口県公害審査会について

山口県公害審査会(以下「公害審査会」といいます。)は、昭和45年10月に「山口 県公害審査会の設置等に関する条例」に基づき設置されました。

公害審査会は、県内で発生した公害紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行い、 その迅速かつ適正な解決を図ることを主たる目的としており、委員は、弁護士、公衆 衛生や産業技術の専門家など10名で構成されており、県議会の同意を得て、知事が 任命することとなっています。

3 公害審査会で取扱う公害

公害審査会で取扱う公害とは、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」とされています。

大気の汚染、水質の汚染、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭を「典型7公害」といいます。

(注)

- ※1 重大な被害をもたらす公害や航空機、新幹線の騒音などに係る特別な紛争については、国の公害紛争処理機関である「公害等調整委員会」が取り扱います。
- ※2 防衛施設に係る公害は取り扱いません。

4 公害審査会の特色

手続が簡単で弾力的な運用がなされるため、迅速な解決が図られます。

手続の主要部分に係る費用を県が負担し、当事者の経済的負担の軽減を図っています。また、公害審査会委員の専門的知識や経験を活用することにより、適正な解決を図ることができます。

5 紛争処理手続の種類

公害審査会が行う紛争処理手続には、以下の3種類があり、どの制度を活用するかは当事者の自由ですが、制度の内容を考慮し、事案に最もふさわしい制度を利用する必要があります。

(1) あっせん

あっせんは、委員の中から選出した3名以内のあっせん委員が当事者間の互譲による自主的解決を援助し、促進する目的でその間に入って仲介し、紛争の解決を図る手続です。

手続において当事者双方の自主性を尊重し、当事者が主導的な役割を果たすことが予定されている点、事実関係の解明について公害審査会の本格的な証拠調べが予定されていない点等が特徴となっています。

よって、当事者自身が積極的に話し合い、互いに譲り合って紛争を解決しようとする気持ちがない場合には、あっせんの申請を行うことは適当ではありません。

(2) 調停

調停は、委員の中から選出した3名の調停委員が当事者の間に入って両者の話し合いを積極的にリードし、双方の互譲に基づく合意によって紛争の解決を図る手続です。

調停は、調停委員会が職権で資料収集を行ったり、調停案を示すなど積極的に当事者間に介入します。

(3) 仲裁

仲裁は、紛争の当事者双方が裁判所に訴える権利を放棄(公害審査会の仲裁に従うという重要な内容を含んだ仲裁契約を結ぶことが前提)し、紛争の解決を審査委員の中から選出した3名の仲裁委員からなる仲裁委員会に委ね、その判断に従うことを約束することによって紛争の解決を図る手続です。

仲裁判断は、確定判決と同一の効力を有し、執行判決によって強制執行をすることができることとなります。

あっせん、調停、仲裁の主な相違点

	あっせん	調停	仲 裁
基本	・当事者による自主的な解決に比 重が置かれています。	・委員会が紛争の解決に向けて働きかけます。	・裁判所において裁判を受ける権 利を放棄し、仲裁委員に判断を 委ねるという仲裁契約の締結が 前提となります。
委員	あっせん委員は1人でも手続を 行えます。	・3人の調停委員が合議によって手続を行います。	・3人の仲裁委員が合議によって 手続を行います。
期日	・必ずしも期日を開く必要はありません。	・当事者双方の出席する期日を開くのが原則です。	・当事者双方の出席する期日を開くのが原則です。
解決方法の性	 ・当事者間の合意で和解が成立します。 ・和解契約書に強制力はありません。 ・強制執行を求めるには、改めて訴訟を提起するなどして、債権名義(民事執行法第22条)を得る必要があります。 	 ・当事者間の合意で調停が成立します。 ・合意を促すものとして調停案の受諾勧告があります。 ・調停書に強制力はありません。 ・強制執行を求めるには、改めて訴訟を提起するなどして、債権名義(民事執行法第22条)を 	・仲裁委員の判断により仲裁判断が行われます。・仲裁判断は確定判決と同様の効力を有します。・強制執行を求めるには、執行判決を求める訴えを提起する必要があります。
格		得る必要があります。 ・ただし、義務の履行を促す制度として、義務履行勧告があります。	
数料	• 不要	• 要	• 要

6 紛争処理手続きの流れ(調停の例)

- (1) 申請人は、所定の事項を記載した申請書を公害審査会に申請します。
- (2) 申請人から調停申請を受理した場合、公害審査会は被申請人に対してその申請内容に反論する機会を与えるため相当期間(通常1ケ月)を置き、意見書の提出を求めます。
- (3) 意見書が提出されると、審査会から指名した3名の調停委員からなる調停委員会は、一定期間(通常1ケ月半から2ケ月)ごとに調停期日を開催します。
- (4) 調停期日では、調停委員会は、当事者双方から被害の実態や公害防止対策等を聴取し、主張内容や事実関係を明らかにして両者の合意点を探ります。また、必要に応じ独自に資料収集したり、現地で実態調査等を行い、公平な立場から判断を行います。

なお、調停委員会は当事者の合意が得られることが困難な場合でも、相当と認められるときは調停案を作成し、当事者にその受諾を勧告することができます。

(5) 当事者が合意に達した場合、調停委員会は合意の内容を記載した調停調書を作成し、これに当事者が署名することにより調停が成立することになります。

一方、話し合いをこれ以上続けても合意に達する見込がないと調停委員会が判断 したときは、調停は打ち切られます。

(6) 公害審査会における調停等の手続は、非公開で行います。

7 申請手続き

公害審査会に調停等の申請をする場合は、申請書に次の(1)~(7)の事項を記載して、申請することになっています。

提 出 先:山口県環境生活部環境政策課環境企画班

提出部数:正本1部、副本4部

なお、申請できるのは公害の被害者に限りません。紛争の当事者であれば加害者も 申請することができます。

(1) 当事者の氏名(名称)及び住所

申請人と被申請人の全員の氏名と住所を記載してください。申請人が法人である場合は、法人の商業登記簿の謄(抄)本等申請人が法人であること及び代表者の資格を証する書面の添付が必要です。また、当事者が多いときは、「別添当事者目録のとおり」と記載し、目録を申請書に添付してください。

(2) 代理人の氏名及び住所

代理人を選任しない場合は記入不要ですが、申請段階で弁護士を代理人に選任される場合は、委任状の添付が必要です。

申請後に代理人を選定される場合、弁護士であれば同様ですが、弁護士以外の方を代理人に選任される場合は、調停委員会等の承認が必要となりますので委任状及 び代理人承認申請書を提出し、承認を得なければなりません。

申請人が未成年者又は成年被後見人である場合、法定代理人(親権者又は後見人)の資格を証する書面を添付する必要があります。

また、申請人が多数であるため代表者を選定した場合は、代表者選定書を提出することが必要です。

(3) 事業活動その他の人の活動の行われた場所

加害行為地を具体的に記載してください。

記載例)「○○市○○町○番○号所在の被申請人所有の工場」

(4) 被害の生じた場所

被害の生じている場所を具体的に記載してください。

(5) 調停等を求める事項及びその理由

○調停等を求める事項

損害賠償、差止め等の内容について、具体的に記載してください。

○理由

加害行為の態様、被害の内容、損害額の算定根拠等を具体的に記載してください。

(6) 紛争の経過

被害発生の経緯、当事者間における交渉の経緯等をできるだけ詳しく記載してください。

(7) 申請年月日

申請(申請書を提出)する年月日を記載してください。

|8 申請の手数料|

公害審査会に調停・仲裁の申請をする場合には、調停又は仲裁を求める事項の価額 (申請により主張する利益額)に応じ、山口県使用料手数料条例で定める下記手数料 の納付が必要です。ただし、あっせんを申請する場合は、無料です。

なお、価額の算定が不可能な場合は、500万円として算定し、手数料は、申請書 に山口県収入証紙を貼付して納付することになっています。

手数料算定方法

1調 停

調停を求める事項の価額	手数料金額	
百万円以下のもの		
1件につき	1,000円	
百万円を超え1千万円以下のもの	1,000円に百万円を超える部分が1万円に達す	
1件につき	るごとに7円を加算した額	
1千万円を超え1億円以下のもの	7,300円に1千万円を超える部分が1万円に達	
1件につき	するごとに6円を加算した額	
1億円を超えるもの	61,300円に1億円を超える部分が1万円に達する	
1件につき	ごとに5円を加算した額	

2 仲 裁

	- W. Jol A 4-7	
調停を求める事項の価額	手数料金額	
百万円以下のもの		
1件につき	2,000円	
百万円を超え1千万円以下のもの	2,000円に百万円を超える部分が1万円に達す	
1件につき	るごとに20円を加算した額	
1千万円を超え1億円以下のもの	20,000円に1千万円を超える部分が1万円に	
1件につき	達するごとに15円を加算した額	
1億円を超えるもの	155,000円に1億円を超える部分が1万円に	
1件につき	達するごとに10円を加算した額	